

平成26年10月15日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
厚生労働大臣
経済再生担当大臣
内閣府特命担当大臣（規制改革）

静岡県磐田市議会議長 小野泰弘

労働者保護ルールの見直しに関する意見書

日本経済の持続的な成長と安定した国民生活を実現するためには、働く人々の約9割を占める雇用労働者が、安定的な雇用のもと安心して働くことのできる環境を整備することが不可欠である。

国においては、雇用改革の一環として「解雇の金銭解決制度」「ホワイトカラー・エグゼンプションの導入」「限定正社員制度の普及」「労働者派遣法の見直し」といった、労働者保護の後退が懸念される議論が進められている。

こうした労働者保護ルールの見直しは、雇用不安を招くばかりでなく、国民生活の安定や経済の好循環にも悪影響を及ぼす恐れがある。

また政府内の議論は、労働者保護ルールそのものに留まらず、労働法制や政策の方針決定プロセスにも及んでおり、労使の利害調整の枠を超えて、官邸主導の仕組みを創設することも提言されている。雇用・労働政策は、政・労・使による三者構成原則に基づいた労働政策審議会において慎重に検討を行うことが必要である。

よって国においては、雇用労働者が不利益を被ることなく、安心して働くことが出来るよう、以下の事項について強く要望する。

記

- 1 「解雇の金銭解決制度」「ホワイトカラー・エグゼンプションの導入」「限定正社員制度の普及」については、雇用の安定・長時間労働の防止の観点から対応すること。
- 2 より安定した直接雇用への誘導と処遇改善につながる労働者派遣法の制度整備を図ること。
- 3 雇用・労働政策に係る議論は、政・労・使三者構成の原則を遵守すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。